

令和4年 加古川市農業委員会 第1回 臨時総会 議事録

令和4年3月24日（木）

加古川市役所新館10階 大会議室に農業委員会臨時総会を招集する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 育	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

事務局

局長 稔田 清人	次長 宮武 滋	農政企画担当副課長 石澤 直之
農地係長 池田 健司	主査 鹿間 真生	

農業委員会会議規則第5条の規定により馬田会長議長席へ

開会時刻 午後3時10分

議長 ただ今から、令和4年加古川市農業委員会第1回臨時総会を開会いたします。開会に先立ちまして、本日の委員出席状況を、事務局より報告願います。

事務局 委員出席状況を報告いたします。委員定数18名、委員現在数18名、本日の出席委員数18名。

以上、報告いたします。

議長 事務局より委員出席状況の報告がありました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席を得ておりますので、本日の臨時総会は、成立したことを認めます。

議長 次に、議事録署名委員の選任ですが、議長において指名して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしの声を聞きますので、16番 原 靖 委員、17番 佐伯 眞究 委員、両名よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案書 1 ページをご覧願います。

この議案は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積について定めようとするものです。なお、別段面積については、農林水産省の通知により、毎年、修正の必要性を検討することとなっています。

議案書 2 ページをご覧願います。提案の内容は、別段の面積については、現行どおり加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町、米田町の区域については 20 アール、これら以外の区域については 30 アールとするものです。

提案理由は、議案書 2 ページに記載のとおり、令和 4 年 1 月時点の加古川市農業委員会が所管する農地台帳のデータを集計すると、市全域において、3 条下限面積未満の農家世帯が概ね 40 パーセント以上となっていることが確認されたことから、現行の面積が、農地法が下限面積の算定基準とする、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること、の規定に適合すると判断されるためです。

なお、この案件につきましては、2 月 25 日開催の農地委員会においても協議されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ここで、別段の面積の協議をいただいた農地委員会の佐伯委員長から報告をお願いします。

佐伯委員 さる、令和 4 年 2 月 25 日、金曜日、月次総会終了後に開催しました農地

委員会におきまして、耕作目的による権利移転・権利設定を行う際の、農地法第3条にかかる下限面積要件の見直しの検討を行いました。

事務局からの説明もありましたが、この下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから設けられたもので、現在、加古川市では、加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町、米田町は20a、それ以外の町は30aと定めています。

農地委員会では、現在のところ、特に大きなトラブルも起きていないこと。近隣の高砂市、稻美町、播磨町の設定が20aから40aで設定されていること。現在のこの設定は、法令上、適正な水準であること。を踏まえ、農地の流動化を妨げず、かつ、農業経営が効率的・安定的に継続して行われるためにも、現時点での見直しは行わず、現在の規定を続けるという結論に至りました。

農地委員会からは以上です。

議長 事務局の議案説明並びに農地委員長からの協議内容の報告は終わりました。この案件につきまして、ご意見・ご質問を承ります。

佐伯委員 議席番号17番 佐伯です。新聞で見たんですが、この条件をなくそうということが載っていましたが、何かご存じですか。

議長 農水省の通知によれば、下限面積を撤廃しようと考えているようです。今国会で審議されることとなっており、まだ確定されていません。いまのところは、新年度はいま審議いただいた内容でわれわれは進めていくことになります。

佐伯委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにご意見はございませんか。

異議なし

議 長 ほかにご意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の決定について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議 長 異議なしと認めますので、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、議案第2号 加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案書4ページをご覧願います。

この議案は、加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱の一部を改正しようとするものです。

議案書5ページから10ページをご覧願います。現行の要綱と改正案の要

綱、並びに新旧対照表を添付しています。改正内容は、文言の修正です。改正箇所を下線付きとしています。該当箇所は、改正案で言いますと、議案書の8ページで、第2条、用語の定義において、第1号から第3号全ての場合に遊休化する恐れがある農地を含めるように修正すること等となってています。なお、この改正によっては申請に対する取扱いが変わらないことから、周知期間は不要であるため、本日を施行日とします。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事務局の議案説明は終わりました。この件につきまして、ご意見・ご質問を承ります。

意見なし

議長 ご意見がございませんので、議案第2号 加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱の一部改正についてについて、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第3号 荒廃農地にかかる非農地判断のことを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案書1 1ページをご覧願います。

この議案は、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、または、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものとして判断しようとするものです。

議案書1 2ページをご覧願います。それでは議案を朗読いたします。

議案第3号 荒廃農地にかかる非農地判断のこと。

1 平岡町土山 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。

なお、この案件については、所有者の意向確認及び地元土地改良区、農業団体、水利組合との地域調整の結果、問題なしと判断されており、また、2月25日開催の農地委員会においても支障なしとの意見で一致しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事務局の議案説明は終わりました。では、この件につきまして、ご意見・ご質問を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第3号 荒廃農地にかかる非農地判断のこ
とについて、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めますので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

議長 次に附帯決議について、事務局より説明願います。

事務局 議案書13ページをご覧願います。

附帯決議。

- 1 議決事項の内容については、農業委員会内で周知を図り情報共有に努めること。
- 2 議決事項中、上級行政庁の指示によって文言等の修正を必要とするときは、会長に一任する。
- 3 議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、会長に一任する。

この附帯決議は、さきほど決定しました議案第1号から議案第3号について、委員及び推進委員に周知徹底を図ることにより、農地法第3条並びに非農地判断事務について適正な実施を確保すること、また、法令改正等による字句変更や軽微な誤り又は違算誤字があった場合の修正については、会長に一任いただこうとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。附帯決議について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。附帯決議については、原案のとおり承認されました。

議長 本日の委員総会の議案審議は、これをもちまして無事終了いたしました。
これにて議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

終了時刻 午後3時23分

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧紹

令和4年3月24日

署名委員（16番）

署名委員（17番）

